



(ほ)

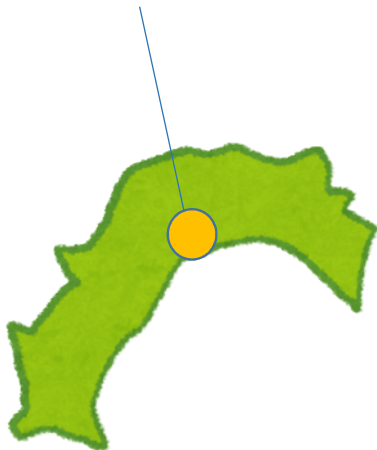
高知市の圃場整備

～農地と未来を整備しよう～

～高知市について～

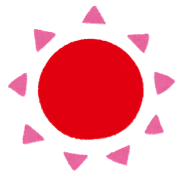
- 高知県の県都
- 人口約31.6万人（県人口の約半数）
- 北の中山間部から南の沿岸部まで広い範囲で地域の特色を活かした様々な農業が営まれ、県内でもトップクラスの野菜の生産量を誇る。
- 米の生産量 6,380t（県内生産の12.9%）
野菜の生産量 16,222t（県内比率12.6%）
主な野菜 キュウリ ショウガ トマト等
主な果樹 梨 すもも ユズ等
主な花き グロリオサ 菊 ユリ等

※第14次高知市農業基本計画より抜粋



高知市農林水産部
耕地課農地基盤整備推進室

令和6年1月



もくじ

- 1 はじめに … 2 P
- 2 どんなメニュー（事業）があるが？ … 5 P
- 3 換地とは？ … 11 P
- 4 圃場整備のスケジュール … 12 P
- 5 中山間地域での圃場整備 … 14 P
- 6 よくある質問（Q & A） … 16 P
- 7 おわりに … 18 P



1 はじめに

(1) 圃（ほ）場整備とは？

○圃場整備って何するが？

- ・農地の区画を整理（換地）し、農道や水路の整備を行い生産性の高い農地にすることです。

○高知市における農地の現状

- ・小区画、不整形な農地が多い
⇒大型機械の導入が難しい



- ・農道が狭い
⇒車両のすれ違いが出来ず
作業に支障をきたす

- ・水路等の設備が老朽化している
⇒補修には時間もお金も必要



圃場整備を



実施したら…

- 区画整理 ⇒ コスト削減&収量UP！
- 農道の拡幅 ⇒ 作業効率UP！
- 設備の更新 ⇒ 管理が楽になる！



1 はじめに

(2) 圃場整備事例集

区画整理



水路の整備



農道の整備



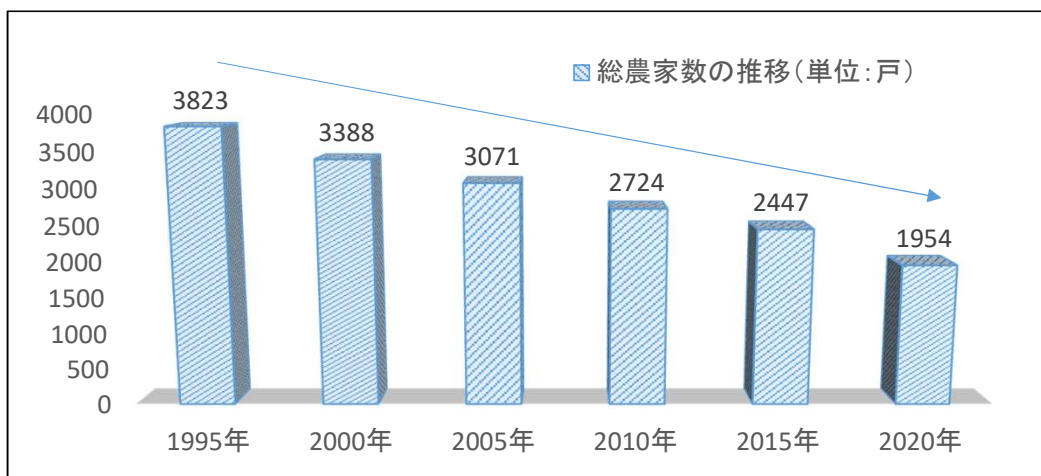
1 はじめに

(3)高知市における農業の現状

○どうして今、圃場整備をするが？

⇒高知市内では、旧春野地域を除き、何十年も圃場整備事業を行っていません。その間に農業人口は30年前の約半数にまで減っています。（下記グラフ参照）

また、現在の営農者も高齢者で、後継者がいない場合も多く、その方が営農出来なくなれば、たちまち耕作放棄地になるかもしれません。



※農林業センサスより

○今の内に整備しなければ手遅れになるかも！

⇒将来、自分の農地を誰かに引き継ぐ時に、管理がしづらく大変な農地では誰も農業をしたがらない。

⇒担い手がおらず、耕作放棄地に。

⇒そうすると、近隣の営農者にも影響が出る。



そうなる前に圃場を整備しよう！

2 どんなメニュー（事業）があるが？

《高知市》主な圃場整備メニュー

事業名	(1)農業競争力強化農地整備事業	(2)農地中間管理機構関連農地整備事業	(3)農地耕作条件改善事業	(4)高知市土地改良事業等補助金
通称	競争力強化	機構関連	耕作条件	市単土地改良
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区画整理事業 ・ 農家負担あるが、集積率に応じて助成あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区画整理事業 ・ 農家負担なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畦畔除去等 ・ 事業着手が早い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の単独事業
面積	20.0ha以上 (中山間地域10ha以上)	10.0ha以上 (中山間地域5ha以上)	面積要件なし	小規模圃場整備の場合は5a以上
事業費要件	なし	なし	200万円以上	設計金額30万円未満は対象外
受益者要件	土地改良区設立のため15人以上	なし	農業者2名以上	受益戸数2戸以上
農地集積率	担い手への集積率50%以上	担い手への集積率80%以上	なし	なし
担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 認定農業者となることが確実な者 ・ 特定農業団体等 ・ 中心経営体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 市町村基本構想の水準到達者 	なし (県営の場合、競争力強化に準ずる担い手及び地域計画で定めた者)	なし
貸付要件	なし	全筆農地中間管理機構へ貸付(15年以上)	なし	なし
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知市 ・ 農業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区 ・ その他市長が認める団体
補助率	国 50% 県 35% 市 10% 受益者 5%	国 62.5% 県 27.5% 市 10.0% 受益者 負担なし	(市営)(県営) 国 50% 50% 県 10% 35% 市 30% 15% 受益者10% なし	市 50~80% 受益者 50~20% ※事業種別等で異なる
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標集積率55%以上になれば、交付金が出る可能性あり。 ・ 費用対効果1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業完了後に収益性20%以上向上 ・ 費用対効果1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々なメニュー ・ 地域計画の策定が要件 ※ 8 P 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の範囲内での対応（満額支給が出来ない場合あり） ・ 要件が少ない



事業申請時の書類作成等は農地基盤整備推進室と一緒にやりお手伝いします。

2 どんなメニュー（事業）があるが？

(1) 農業競争力強化農地整備事業

○20ha以上の大規模な区画整理

[中山間地域は10ha以上]

- ・担い手へ集約（50%以上）
- ・大型機械の導入
- ・暗渠排水の導入

作業効率
&
収益率UP！

○土地改良区の設定

- ・賛同者が15人以上必要
- ・工事完了後は土地改良区で水路等の管理

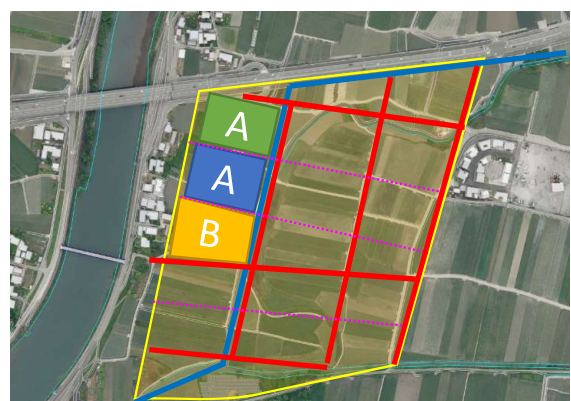
土地改良区設立後、日本政策公庫から地元負担分の融資を受けられます。

《イメージ図》

圃場整備前



圃場整備後



A … 耕作者Aの自作地

A … 耕作者Aの賃借地

B … 耕作者Bの自作地

… 圃場整備範囲

… 整備後の農道

… 整備後の水路



圃場整備した結果、自作地も賃借地もまとまり、作業が楽になった！
更に余裕が生まれて引き受け地も増やせそうだ♪

2 どんなメニュー（事業）があるが？

(2)農地中間管理機構関連農地整備事業

- 10ha以上の区画整理**
[中山間地域は5ha以上]
 - ・競争力強化に比べ面積要件が少ない。

- 農家負担金はゼロ**
 - ・事業費に対する**負担金なし!**

- 畑作への一部転換**
 - ・高収益作物へ一部転換⇒暗渠排水等の導入で畑作への転換や二毛作への取り組みも可能。



- 全筆を農地中間管理機構へ貸付**
 - ・事業導入の絶対条件
 - ・15年以上の貸付期間⇒借り手が安心して耕作できる。

整備後、自身で耕作予定の土地でも一度、機構へ貸付します。



農家負担金はゼロですが…

- ・担い手への集積率80%以上
⇒大半の農地を担い手へ集積が必要です。
- ・費用対効果（B/C）1以上
⇒大規模な工事をすると収益性の確保が重要になります。



こじゃんと大事な条件になるき、申請前の段階で地域のみんなで、よ〜く考えておこう。



2 どんなメニュー（事業）があるが？

(3)-① 《市営》農地耕作条件改善事業

○事業実施までの期間が短い

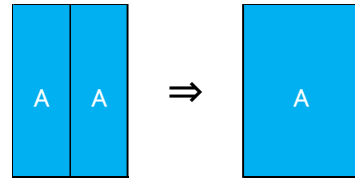
- ・着手前年度に申請
- ⇒**すぐに効果が出る！**

○受益者2名以上で可

- ・面積要件等はなし
- ⇒**着手しやすい！**

①畦畔の除去

- ・耕作者が同じ田の畦畔を除去
- ⇒**作業効率アップ！**



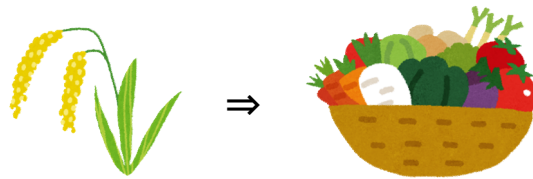
②スマート農業の導入

- ・自動操舵トラクター等の導入
- ⇒**作業効率アップ！**



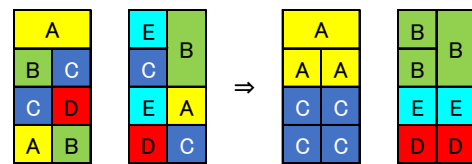
③高収益作物の導入

- ・水田から新たに高収益の作物への転換を助成
- ⇒**収益アップ！**



④交換分合

- ・農地の形状等はそのまま、所有権等のみ移転させる。
- ⇒**作業効率アップ！**



上記以外にも様々な項目があります

事業導入には、地域計画の策定に向けた座談会を開催し、集約の方針等がある程度地域内で決まっていることが条件となります。
(令和7年度からは地域計画の策定が条件)

また、工事主体が県か市によって要件や受益者負担金額が異なります。※次頁参照



2 どんなメニュー（事業）があるが？

(3)-② 《県営》農地耕作条件改善事業 **NEW**

令和6年度から県営（工事主体：高知県）の場合、一部の工種で面積要件が緩和され**地元負担なし**になります！

【現状】

- 中山間地域では、まとまった農地の確保が難しく圃場整備のメニューが導入出来ない。
- 耕作者と地権者が異なる場合、地権者は自己負担をしてまで基盤整備を導入しない。
- 圃場整備出来ず、新規就農者の確保や既存農家の規模拡大が出来ない。

【拡充】

- 露地園芸及びその他の農地整備は2ha⇒**0.5haに**
施設園芸農地は1ha⇒**0.3haに要件緩和**
- 自己負担がなく、地権者の同意を得やすくなる
- 積極的な新規参入や規模拡大を支援

【要件（市営に加えて）】

- ・担い手[※]への集積率100%
- ・新たに集積する農地にて農地中間管理権への設定
（施設園芸：20年以上 露地園芸：5年以上）
- ・対象は換地を伴わない区画整理、暗渠排水
農業用排水施設、**農作業道等**

※担い手…認定農業者

認定農業者となることが確実な者
特定農業団体等

地域計画における農業を担う者

中山間地域の場合、基盤整備を未実施の農地でも露地園芸では導入が可能です。詳細は高知県中央西農業振興センターにお問合せください。

TEL：088-852-7726



2 どんなメニュー（事業）があるが？

(4)高知市土地改良事業等補助金

○高知市単独事業

- ・農道整備や小規模の圃場整備を実施可能
- ・市の単独事業につき、申請等が容易

※予算の範囲内での補助になります。
(補助率が下がる場合があります)

《一覧》市単土地改良事業のメニュー

事業種別	事業費における補助率	主な採択要件
① かんがい排水事業	・ 平坦地域 75%以内 ・ 中山間地域 80%以内	・ 受益戸数2戸以上 ・ 水路の新設及び改良は市街化区域を除く
② 農道整備事業	・ 平坦地域 75%以内 ・ 中山間地域 80%以内	・ 受益戸数2戸以上 ・ 平坦地域は行き止まり不可 ・ 中山間地域は回転広場を設けること ・ 市街化区域を除く
③ 農地保全事業	・ 公共施設関連は75%以内 ・ 公共施設関連以外は50%以内	・ 公共施設関連とは、事業実施箇所に接して法定外公共物の表示のある個所を言う ・ 市街化区域を除く
④ 小規模圃場整備事業	・ 50%以内	・ 対象は中山間地域のみ ・ 受益戸数2戸以上 ・ 事業費面積5a以上、事業費は10a当たり150万円以内
⑤ 塩水化対策事業	・ 75%以内	・ 受益戸数2戸以上

申請は土地改良区の外、各生産組合や集落営農組織等でも可能です。



3 換地とは？

○換地（かんち）って何なが？

区画整理後に新しく割り当てられた土地のことです。
圃場整備では不整形の土地を整備したり、農道の拡幅を行うため、従前の土地から形状が変わります。
そのため、新たな地番を割り振り登記の権利情報等を引継ぎます。

○減歩（げんぷ）って何のこと？

道路の拡幅等を行うため、その拡幅した面積は皆様の土地から少しずつ負担してもらうことになります。
工事内容等にもよりますが、整備前に比べ1割程度の面積が減ります。

○面積が減るなら損するがやない？

面積は減りますが、土地が整形され道路も拡幅される等土地自体の価値が上がります。そのため、整備前と整備後で所有する土地の価値は原則変動しないよう調整します。

$$100 \text{ m}^2 = 80 \text{ m}^2$$

○換地後の土地（場所）は誰が決めるが？

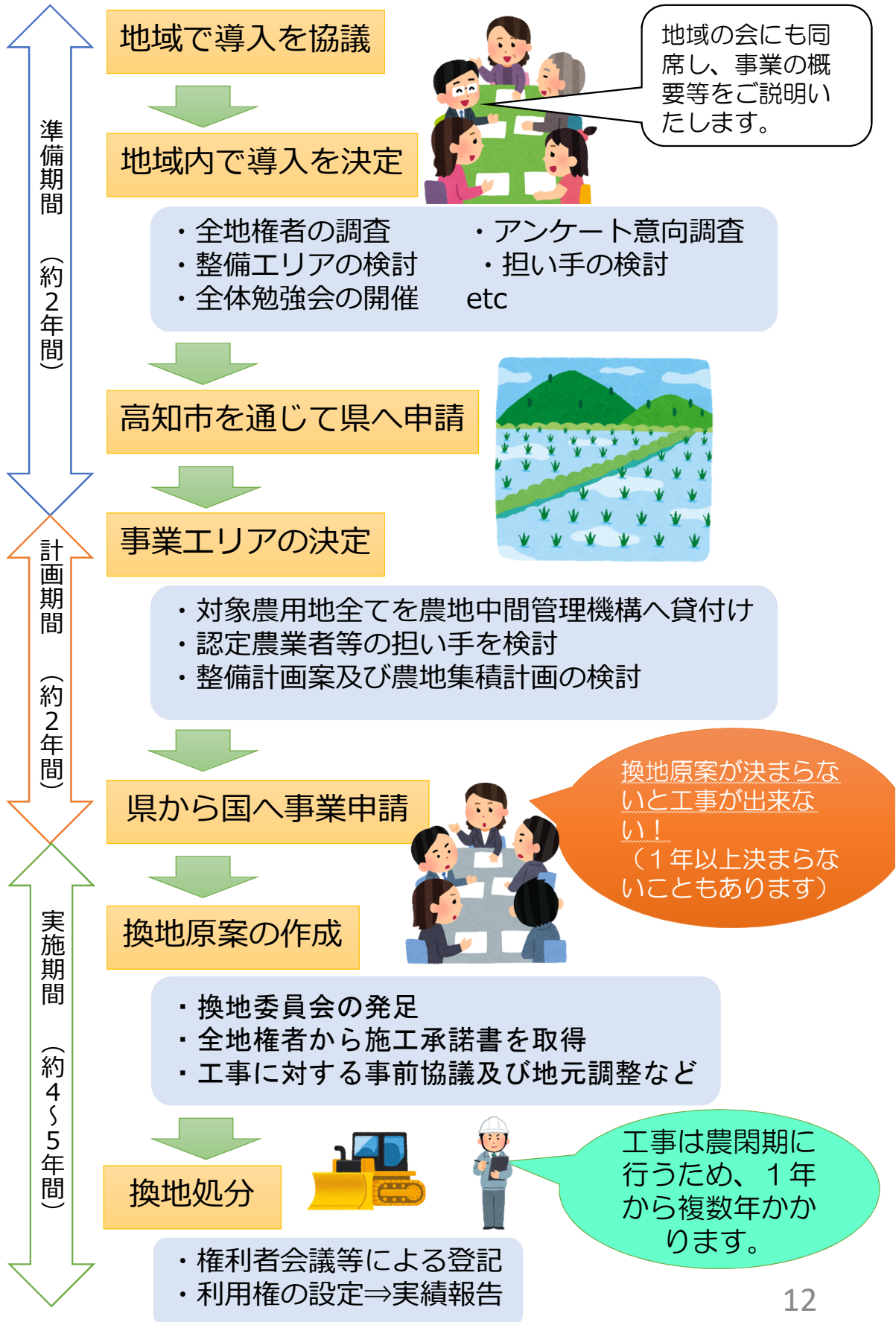
換地計画は地元（地権者）の代表者や換地主等の有識者で構成された換地委員会でみなさんと協議して決めていきます。

換地処分は行政が一方的に決めません。地域の皆様が中心になって決めていきます。



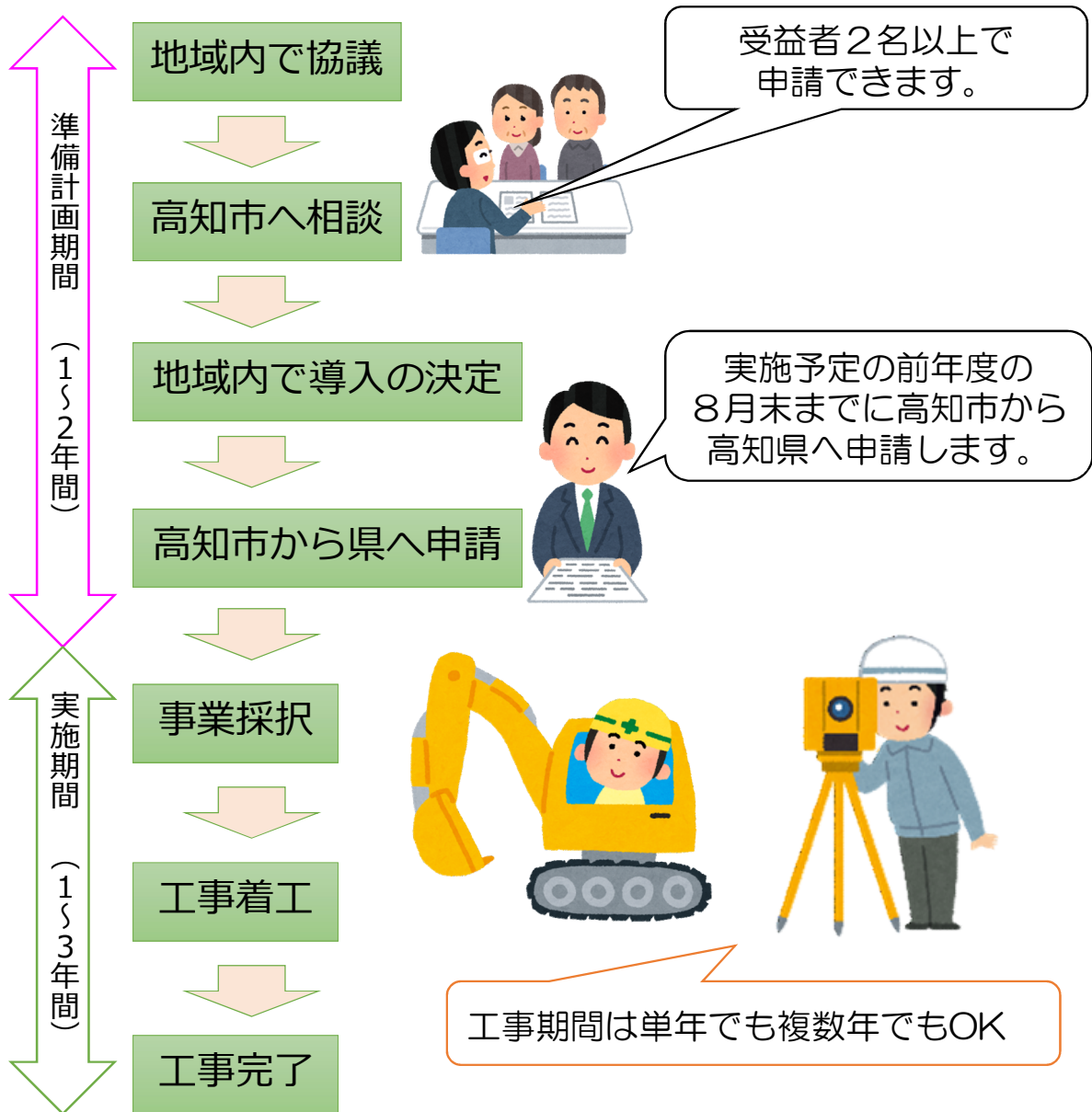
4 圃場整備のスケジュール

(1) 農地中間管理機構関連農地整備事業の場合



4 圃場整備のスケジュール

(2)農地耕作条件改善事業（高知市営）の場合



5 中山間地域の圃場整備

(1)中山間地域とは

まとまった平坦な農地が少ない中間農業地域と、山間農業地域を合わせた地域を指しています。

中山間地域は全国の耕地面積・農家総数・農業算出額が、それぞれ約4割を占めています。

一方で、洪水や土砂崩れの防止だけでなく、生物の多様性や温暖化の防止等で日本の農業において重要な役割を担っています。

しかしながら、平場に比べて耕作条件が悪く、生産規模の拡大も難しく生活維持が困難な集落が多いのも現状です。

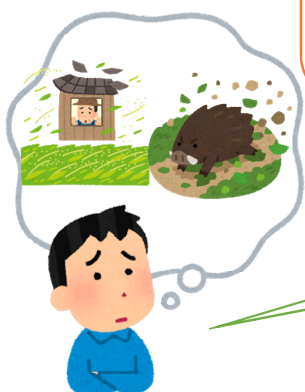


(2)具体的な整備内容を協議

中山間地域では圃場整備メニューの面積要件が緩和されていたり、中山間地域のみ適用されるメニューもあります。

但し、農家負担の少ない圃場整備メニューは**費用対効果1以上**を求められることが多く、具体的に【どのような圃場整備をどこにしたいのか】をよく検討する必要があります。

競争力強化や機構関連は面積要件がそれぞれ10ha以上、5ha以上と半分に緩和されています。耕作条件も未整備地でも可能となります。



現時点で困っちゃうことは…

5 中山間地域の圃場整備

(3)中山間地域限定の事業メニュー

○中山間地域農業農村総合整備事業

中山間地域の営農を確立するため、圃場整備等の農業生産基盤と生産販売施設等の一体的な整備の推進

【実施主体】 県、市又は協議会

【受益面積】 2工種以上の合計で10ha以上※

※生産販売施設等と一体で実施する場合は5ha以上

【対象地域】 5法指定地域等

【要件など】 下記2点の取り組みを行う地区

①農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び

農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域

②農業生産基盤1工種以上かつ全体で2工種以上

【補助率(目安)】 国：55% 県：32% 市及び地元：13%



圃場整備や農道整備等から最低1工種を実施し、生産・販売・交流・農泊等施設整備事業等から1工種以上を実施します。

規模の大きな“地域おこし”のような事業のため、行政も含めた地域全体での検討が必要です。



○高知市中山間農業活性化事業 ※所管課：土佐山地域振興課

中山間地域の農業の維持及び活性化に向けて高知市が単独で予算の範囲内で補助金を交付

【対象組織】 集落営農組織・3戸以上の農家・JA高知市等

【対象事業】 ・せまち直し、耕作道整備等の小規模な基盤整備

・共同機械の購入費

・農産加工機械等の購入費

【補助率】 ・補助対象経費の2分の1以内（予算の範囲）

中山間農業活性化事業については、土佐山地域振興課にご相談ください。

TEL：088-895-2310



6 よくある質問 (Q & A)

Q 1 : 圃場整備の導入にはどれくらいの賛同が必要ですか？

A 1 : 検討段階では8割程度の賛同が必要です。
その後、予定エリアの全地権者に対しアンケート等を行い、事業エリアを仮決定します。事業に反対の方からどうしても賛同してもらえなければ、その農用地を対象農地から外します。

Q 2 : 地域内で事業導入に反対と賛成が対立している。
行政から賛成側に回るよう指導してくれませんか？

A 2 : 圃場整備は強制的に行うものではなく、地域から要望があって実施します。
行政に強制力はありませんが、勉強会や事業説明会の開催等でサポートさせていただきます。

Q 3 : 土地所有者の親が死去し、相続登記をまだしていないが事業に導入が出来ますか？

A 3 : 導入は出来ませんが、事業実施までには相続登記を済ませてください。なお、令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。その点も踏まえて相続人の皆様で話し合いをお願いします。

Q 4 : 区画整理後の農地はどれぐらいの区画になりますか？

A 4 : 1つの区画は約3,000~5,000㎡の区画になります。
農地の大きさは地元の要望を聞きながら調整します。
エリア内の農地所有面積が少ない場合、他の方と合わせて1枚の区画を作ります。

Q 5 : 対象予定地に果樹を植えてますが伐採が必要ですか？

A 5 : 原則、工事着手までに事前に伐採をしていただくこととなります。その伐採費用は所有者負担となります。

Q 6 : 雑草が生えないように畦はコンクリートにしていますが、整備後の畦はどうなりますか？

A 6 : 将来的な集積も踏まえ原則、土畦畔となります。
また、区画が広がるため畦の本数は減る見込みです。

6 よくある質問 (Q & A)

Q 7 : 費用対効果 1 以上とはどういうことですか？

A 7 : 多くの圃場整備事業は事業導入後の農業総生産額(B)と総工事費(C)を比べ比率が 1 以上となるような事業計画を作成しなければなりません。

例) 農業総生産額 (B) 105 / 総工事費 (C) 102 = 1.02

Q 8 : 工事期間中に田畑での耕作は出来ますか？

A 8 : 工事は通常、農閑期に実施するため耕作できます。換地処分後は新たな土地で耕作してください。

Q 9 : 納税猶予等の抵当権付きの土地は対象に出来ますか？

A 9 : 納税猶予の土地でも対象に出来ます。また、民間の抵当権等がついている場合、まずは抵当権の抹消をお願いします。困難な場合等は個別相談に応じます。

Q10 : 私は田畑の一部に家を建てた後、分筆していません。その場合の田畑は対象に含めることが出来ますか？

A 10 : 一筆の中に農用地以外の不動産（例：家・駐車場・農業用倉庫・ポンプ場等）があれば、対象外となります。しかしながら、事業実施前に農用地とそれ以外を分筆してもらえれば対象に含めることが出来ます。

Q11 : 清算金とは何ですか？

A 11 : 換地処分は換地前後の価値が同等になるのが原則ですが、換地後に差が生じた場合、清算金で対応します。換地前より価値が下がれば清算金を受け取り、価値が上がれば払います。

Q12 : 区画整理では園芸作目は必須でしょうか？

A 12 : 費用対効果 1 以上にするには水稻栽培だけでは達成が困難です。一部の水田を園芸作目にする必要があり、園芸作目を行う担い手も必要になります。

7 おわりに

(1)まずは耕地課（農地基盤整備推進室）へご相談ください。

圃場整備は地域の実情や地形等により課題や将来像も様々です。また、様々なニーズに対応するため、メニューも多岐にわたっています。

農地に関するお困りごとは、まずは一度ご相談ください。



気になること、分かりづらいことは何でも聞いてください。一度の説明で理解することが難しければ何度でもお教えします。

(2)次は地域で話し合しましょう。

方向性が決まれば、今度は地域で話し合しましょう。必要に応じて、行政職員も同席しお手伝いいたします。



今後、様々な事業の導入には【**地域計画の策定**】が必須になります。地域計画については、高知市の農業委員会や農林水産課、又は各地域振興課へお問い合わせください。

※連絡先は次頁参照

(3)営農だけでなく、みんなが暮らしやすい地域に。

圃場整備を実施すれば、道路の拡幅等も行うため、所有する土地自体の面積が減る可能性があります。一方で、ライフラインが整備され、農業以外の面でも暮らしやすくなります。

今より暮らしやすくなっていれば、将来、子ども達が地域に帰ってきやすいね！
後継者も営農がラクだ♪

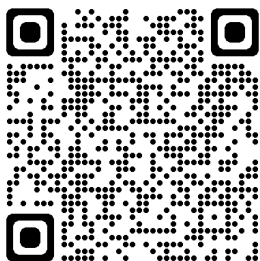


問い合わせ先

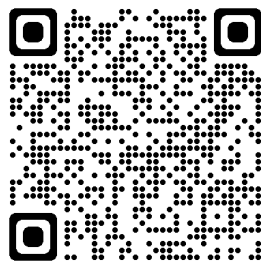
課名	所在地	電話番号
耕地課 農地基盤整備推進室	高知市本町5丁目1-45 第二庁舎	088-823-9460
農林水産課	高知市本町5丁目1-45 第二庁舎	088-823-9458
春野地域振興課	高知市春野町西分338-5	088-894-4387
土佐山地域振興課	高知市土佐山127	088-895-2312
鏡地域振興課	高知市鏡小浜7	088-896-2001
高知市農業委員会 事務局	高知市鷹匠町2丁目1-43 たかじょう庁舎5階	088-823-9484

関係機関サイト (QRコード)

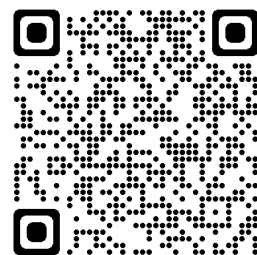
高知市耕地課



高知県農業基盤課



農林水産省
(農地の整備)



【編集責任者】

高知市農林水産部耕地課
農地基盤整備推進室

〒780-8571

高知市本町5丁目1番45号

TEL : 088-823-9460

FAX : 088-823-9510

Mail : kc-270500@city.kochi.lg.jp